
第 2 章 計画の策定

第 1 節 計画策定の背景

1 情報化社会の進展

情報通信基盤の整備は、各地方自治体や民間通信事業者等の取組みや国の積極的な I T 政策の推進により順調に進んできており、情報化の動きは私たちの日常生活の中に急速に浸透してきています。

平成 23 年版情報通信白書（総務省）によると、情報端末としても利用されている携帯電話の加入契約者数は国民一人 1 台に近づいているほか、インターネットの利用人口は、9,462 万人（平成 22 年末現在）に達し、人口普及率は 78.2%（平成 22 年末現在）と、今や国民の多くがインターネットを利用するようになり、今後もさらに増加傾向にあります。

また、消費者向けにインターネットを利用した電子商取引を行っている事業者を対象とした実態調査では、年間売上高は 3 兆 1 4 8 7 億円に達しており（「平成 21 年消費者向け電子商取引実態調査結果」経済産業省）、さらに拡大傾向が続いているほか、SNS や Twitter、Facebook³、YouTube⁴ や Ustream⁵ など多様なインターネット上のサービスが数多く提供され、コミュニケーションのあり方に変化をもたらしています。

³ Facebook™：フェイスブック。米 Facebook, Inc. の提供するコミュニケーションサービス。13 歳以上であれば無料で参加できる。実名登録制となっており、個人情報の登録も必要となっている。公開後、急速にユーザー数を増やし、平成 23 年 9 月現在、世界中に 8 億人のユーザーを持つ世界最大の SNS となった。

⁴ YouTube™：米 YouTube 社が提供する、動画コンテンツ共有サイト。会員登録をすることによって誰でも動画ファイルを公開することができ、利用者は動画の無料閲覧やキーワード検索を行うことができる。

⁵ Ustream™：UstreamAsia 社が提供しているビデオ配信サービス。インターネット上で手軽に映像を生中継で配信でき、配信側、閲覧側とも、無料でサービスを利用できる。

2 国の施策

国は、平成12年11月に高度情報通信ネットワーク社会の迅速かつ重点的な形成の推進を目的とした「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）」を制定して以降、様々なIT政策を展開してきました。

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）⁶では、「e-Japan戦略」（平成13年1月）及び「e-Japan戦略Ⅱ」（平成15年7月）の推進による、情報通信基盤の整備や電子商取引等の利活用などにおいて一定の成果が得られたことから、これらの実績を踏まえ、世界最先端のIT国家であり続けることを目標に掲げた「IT新改革戦略」（平成18年1月）において、平成22年度にITによる改革を完成し、持続的発展が可能な自律的で、誰もが主体的に社会活動に参画できる協働型IT社会に変貌することを宣言し、さらに国民主役の“デジタル安心・活力社会”の実現を目指した「i-Japan戦略2015」（平成21年7月）を策定しました。

また、「新たな情報通信技術戦略」⁷（平成22年5月）では、市民レベルでの知識・情報の共有が行われ、新たな「知識情報社会」への転換が実現し、国民の暮らしの質を飛躍的に向上させることができる社会の実現を目指しています。

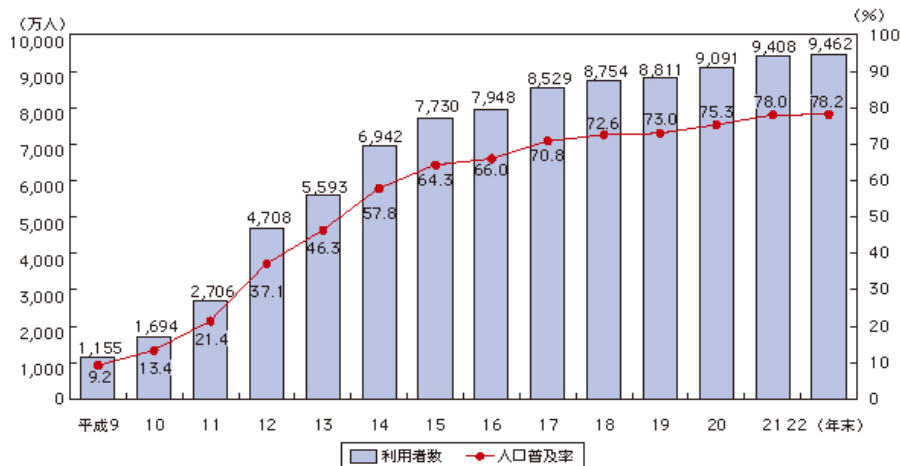
⁶ 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）：高度情報通信ネットワーク社会に関する施策を迅速かつ重点的に推進するために、平成13年1月に内閣に設置された組織。e-Japan戦略の決定や、それにまつわる各年の重点計画の決定などを行っている。

⁷ 「新たな情報通信技術戦略」：政府のIT戦略本部が、発表した最新の情報通信技術戦略。「国民本位の電子行政の実現」「地域の絆の再生」「新市場の創出と国際展開」を3つの柱としている。

図表2-1 国のICT戦略の歩み (出典)総務省「平成23年版情報通信白書」から抜粋

年月日	概要
H12.7.7	情報通信技術戦略本部を内閣に設置／IT戦略会議を設置
H12.11.29	高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(IT基本法)が成立
H13.1.6	高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)を内閣に設置
H13.1.22	e-Japan戦略
H13.3.29	e-Japan重点計画
H13.6.26	e-Japan2002プログラム
H14.6.18	e-Japan重点計画-2002
H15.7.2	e-Japan戦略Ⅱ
H15.8.8	e-Japan重点計画-2003
H16.2.6	e-Japan戦略Ⅱ加速化パッケージ
H16.6.15	e-Japan重点計画-2004
H17.2.24	IT政策パッケージ-2005
H18.1.19	IT新改革戦略
H18.7.26	重点計画-2006
H19.4.5	IT新改革戦略 政策パッケージ
H19.7.26	重点計画-2007
H20.2.19	ITによる地域活性化等緊急プログラム
H20.6.11	IT政策ロードマップ
H20.8.20	重点計画-2008
H21.4.9	デジタル新時代に向けた新たな戦略～三か年緊急プラン～
H21.5.20	地上デジタル放送への移行完了に向けて緊急に取り組むべき課題への対応策について
H21.7.8	i-japan戦略2015
H22.5.11	新たな情報通信技術戦略

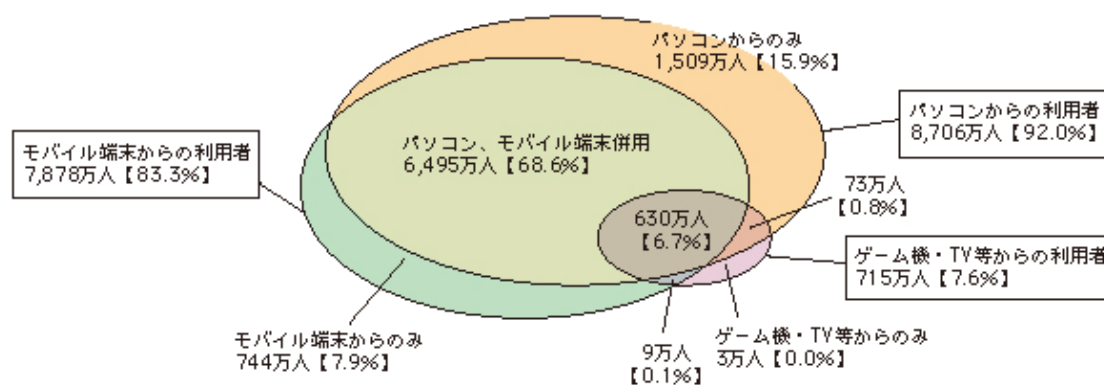
図表2-2 インターネットの利用者数及び人口普及率の推移



- ※①平成9～12年末までの数値は「通信白書(現情報通信白書)」から抜粋
- ②インターネット利用者数(推計)は、6歳以上で、調査対象年の1年間に、インターネットを利用したことがある者を対象として行った本調査の結果からの推計値。インターネット接続機器については、パソコン、携帯電話・PHS、携帯情報端末、ゲーム機等あらゆるものを含み(当該機器を所有しているか否かは問わない。)、利用目的等についても、個人的な利用、仕事上の利用、学校での利用等あらゆるものを含む
- ③平成13年末以降のインターネット利用者数は、6歳以上の推計人口(国勢調査結果及び生命表等を用いて推計)に本調査で得られた6歳以上のインターネット利用率を乗じて算出
- ④調査対象年齢については、平成11年末まで15～69歳、平成12年末は15～79歳、平成13年末以降は6歳以上

(出典)総務省「平成23年版情報通信白書」

図表2-3 インターネットの利用端末の種類(平成22年末)



※ モバイル端末：携帯電話、PHS、携帯情報端末（PDA）及びタブレット型端末を指す。

(出典)総務省「平成23年版情報通信白書」

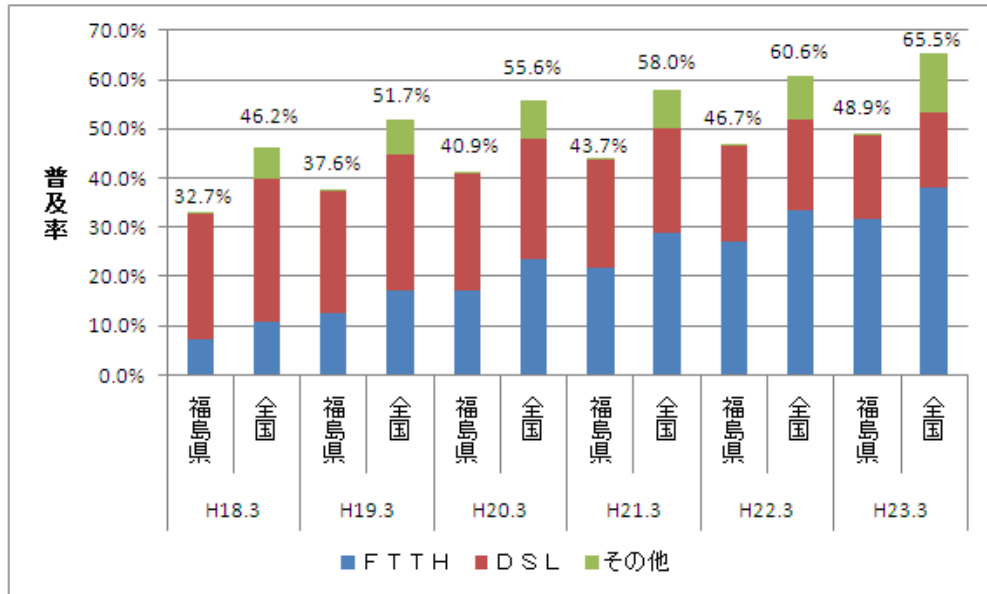
3 本県の情報化の現状

県では平成13年度に現行の「ふくしま情報化推進計画」を策定して以降、基盤整備を主とした1期・2期の基本計画を経て、平成19年度に見直しをした第3期からは、基本目標である「ITでつながるふくしまの知恵と心」を実現するため、県民誰もがどこにいてもICTを自由に利活用してその利便性・有用性を享受し、実感できる高度情報通信社会の実現を目指し、様々な施策を実施してきました。

この間に、ブロードバンドサービスや携帯電話は、県内の99%以上の世帯・事業所で利用可能となり、平成24年4月には地上テレビ放送の完全デジタル化など、情報通信基盤や利用環境の整備が進み、県民生活にICTを活かすことが容易になってきました。

インターネットを中心としたICT利活用は、企業間の電子商取引を始めとしてもはや経済活動全般に欠くべからざるものとなったほか、個人の生活スタイルの変革にも影響を及ぼしていますが、本県におけるブロードバンドの世帯普及率は、53.6%（平成23年9月末現在、全国順位34位）と、全国平均の67.0%と比較して、かなり低い状況となっています。

図表2-4 ブロードバンド世帯普及率の推移



(出典)総務省東北総合通信局「東北地方におけるブロードバンド契約数」

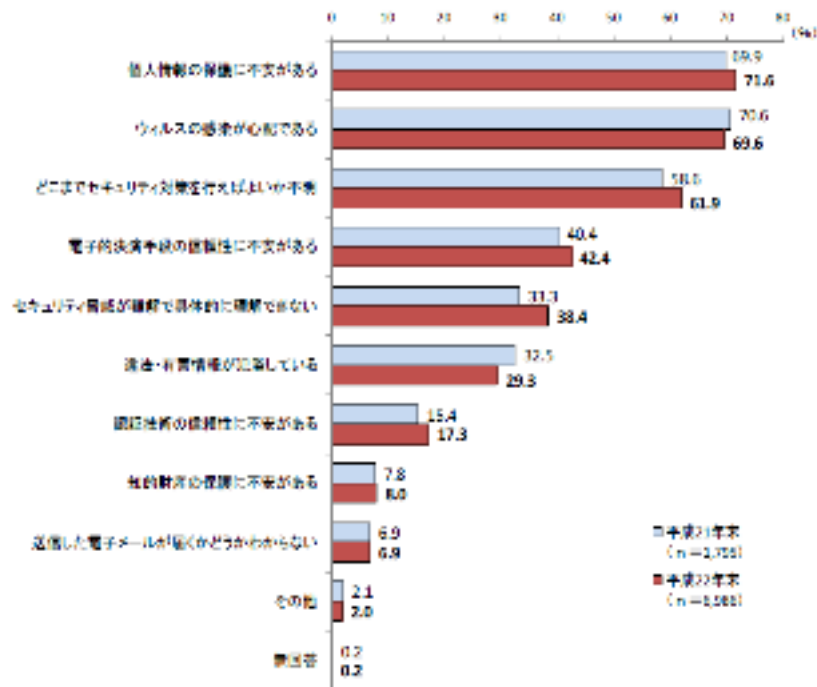
4 最近の問題

近年特に情報セキュリティに関する問題が全世界で深刻化しており、個人情報流出やプライバシーの侵害、インターネット等を悪用した犯罪などに対する不安感が、以前よりも増大してきています。さらに、社会の重要インフラシステムや公共機関、大企業などのホームページを機能不全に陥れるサイバー攻撃などが頻発しています。

また、県内では地上デジタル放送への移行に伴い、テレビ放送が受信できなくなる「新たな難視」⁸地区が多数発生しているため、その対策を急ぐ必要があります。

⁸ 「新たな難視」地区：地上アナログテレビ放送が受信できていても、電波の性質や地理的な条件等により地上デジタルテレビ放送が個別受信アンテナで受信できない地域を指す。

図表2-5 インターネット利用で感じる不安の内容



(出典)総務省「平成22年通信利用動向調査」

図表2-6 地上テレビジョン放送のデジタル化に関する主な経緯

1998年10月	政府が地上放送のデジタル化計画を発表 (地上デジタル放送懇談会 報告)
2001年 7月	電波法改正を経て、地上放送のデジタル化及びアナログ終了期限を2011年7月24日に決定
2003年12月 1日	三大都市圏で地上デジタル放送開始
2006年 4月 1日	ワンセグ放送サービス開始
2005年12月 1日	福島県で地上デジタル放送開始
2006年12月 1日	全都道府県で地上デジタル放送開始
2011年 7月24日	岩手県、宮城県及び福島県を除く44都道府県においてアナログ放送終了
2012年 3月31日	岩手県、宮城県及び福島県においてアナログ放送終了

第2節 計画の目標

これまで本県では、情報化の取組みとして情報基盤整備や利用環境の整備を中心に推進を図ってきました。その結果、情報通信機器を利用できる地域は大きく広がって、首都圏と遜色のないICT利用環境が実現されようとしており、今後は、社会基盤として整備されたICT利用環境の有用性を踏まえ、ICTを課題解決の手段として積極的に利活用することが重要と考えています。

そのため、本計画は、福島県のICTの利活用指針として位置付け、推進期間中に県が取り組むICT関連施策の方向性を示すものです。

計画を着実に推進することにより、近く到来する、県民誰もがいつでもどこにいても、自由にICTを利活用することができるユビキタス・ネットワーク社会⁹において、行政分野でも県民がその利便性や有用性を享受し、実感できるよう、本計画の目標を

ICTの活用による活力に満ちた地域社会の実現
とします。

第3節 計画の期間

ICTの基盤及び利活用の急速な進展状況を考慮し、平成23年度から平成26年度までの4カ年とします。

⁹ ユビキタス・ネットワーク社会：「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」がコンピューターネットワークを初めとしたネットワークにつながることにより、様々なサービスが提供され、人々の生活をより豊かにする社会。